

令和6年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7日(準備期間 6/1～30)

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和6年度 全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、97回目となる「全国安全週間」が7月1日から7月7日まで実施されます。

昨年(令和5年)の岐阜県内における労働災害発生状況は、死亡災害が9人と令和4年の13人に比べ減少し、統計の残る昭和48年以降では初めて10人を下回りました。休業4日以上の死傷災害は2,217人と令和4年に比べ46人(2.0%)の減少となりました。

しかしながら、本年は3月末時点で4人の尊い命が失われているほか、死傷災害については377人と対前年同時期比3人(0.8%)減にとどまっており、近年の災害増加傾向に歯止めがかかっているとは言えない状況です。

2023(令和5)年度を初年度とする5か年計画である第14次労働災害防止計画においては「死亡災害を2022(令和4)年度と比較して2027(令和9)年度までに15%以上減少させる」、「死傷災害の増加に歯止めをかけ、減少に転じさせる」を目標としており、今後の労働災害発生動向を注視し、対策を推進する必要があります。

近年、中高年齢者で発生率の高い「転倒」、「腰痛」といった労働者の作業行動に起因する労働災害が、小売業や介護施設を中心に増加していることに加え、従来からある「墜落・転落」や「はさまれ・巻き込まれ」災害も依然として多く発生しています。

このような状況も踏まえ、第14次労働災害防止計画においては、従来からの業種別の取組に加え、転倒など労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策や高齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策といった業種横断的な対策に取り組むことで、近年における労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、労働災害を減少に転じさせることとしています。

以上から、労働者一人一人が安全に働ける職場環境の構築を目指し、令和6年度全国安全週間は、

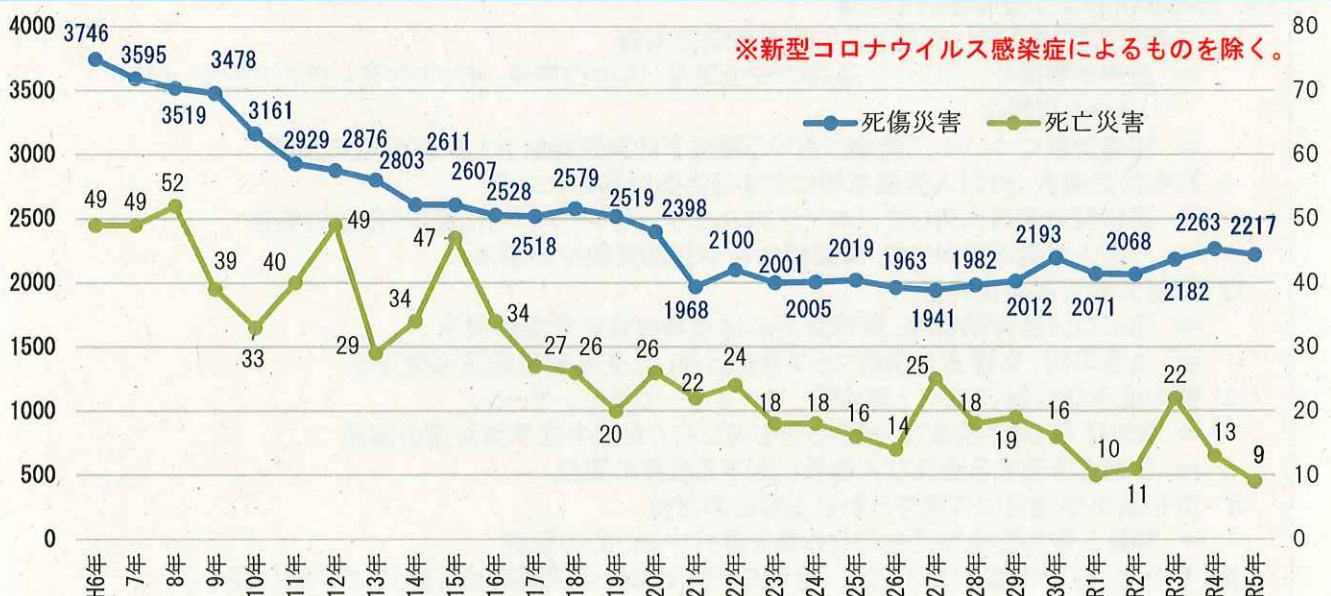
危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

をスローガンとして展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、経営トップの認識をさらに深めていただくと同時に、安全活動を着実に推進していただきますようお願いいたします。

令和6年4月

岐阜労働局長 千葉 登志雄



令和6年度 全国安全週間

7月1日(月)から7日(日) (準備期間:6月1日から30日)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

準備期間及び全国安全週間以外についても

継続的に実施する事項 (抜粋)

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - エ リスクアセスメントの実施
 - オ その他の取組
 - ⇒ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - ⇒ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ⇒ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施
 - ② 業種(以下の業種)の特性に応じた労働災害防止対策
・第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店等)・陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業
 - ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ⇒ 転倒災害防止について、通路の安全確保、照度の確保、手すりや滑り止めの設置、転倒リスクの可視化
 - ⇒ 腰痛対策について、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
 - イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ⇒ 高年齢労働者に対して、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく措置の実施
 - ⇒ 外国人労働者に対して、母国語教材や視聴覚教材の活用
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - ⇒ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - ⇒ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等
 - エ 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ⇒ WBGT 値(暑さ指数)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ⇒ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ⇒ 請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- (※)その他、詳細事項については、「令和6年度全国安全週間実施要綱」をご参照ください。